

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年10月1日まで
② 昭和21年10月1日から22年9月30日まで
③ 昭和22年10月1日から23年2月1日まで

夫が作成したA社履歴によると、申立期間①は同社B出張所、申立期間②は同社C支店、及び申立期間③はD社に在籍した記録となっている。

しかしながら厚生年金保険の記録によると、申立期間①から③までが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年3月28日までの期間について、A社の昭和21年度特別職員録及びA社履歴により、申立人が当該期間において同社に在籍していたことが認められる一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認することができない。

しかしながら、E局が提出した「履歴書」により、申立人が昭和18年7月15日に海軍に召集され、21年3月28日に召集解除となったことが確認でき、当該期間は召集されていた期間であるため、当該期間に

において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、現在の厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であったとしても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、A 社 B 出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 19 年 10 月 1 日から召集解除日である 21 年 3 月 28 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年 12 月 6 日法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、昭和 21 年 3 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間について、上記の特別職員録及び A 社履歴により、申立人は、当該期間に同社 B 出張所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、賃金台帳等の資料を得ることができず、同僚も既に死亡又は連絡先不明のため照会することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社 B 出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名の記載は無く、訂正等の不自然な点も見られない。

申立期間②について、上記の特別職員録及び A 社履歴から、申立人は、当該期間に同社 C 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の特別職員録において F と記載のある 6 名（申立人を除く。）のうち、5 名については、申立人と同様に当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚照会で回答のあった同僚のうち、当該期間において同社 C 支店に勤務していたと供述している複数の同僚についても、当該期間の被保険者記録が無いことから判断すると、当時、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがえる。

また、A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番や訂正等

の不自然な点も見られない。

申立期間③について、上記のA社履歴によると、申立人は当該期間にD社に勤務していたことが記載されている。

しかしながら、D社は、昭和23年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚照会で回答のあった同僚のうち、D社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとしていたとする複数の同僚からは、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、D社は、昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①のうち昭和21年3月28日から同年10月1日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和21年3月28日から同年10月1日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から7年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、44万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年4月30日から同年11月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年10月までは38万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成7年7月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成7年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から7年4月30日まで
② 平成7年4月30日から同年11月10日まで

年金事務所からの連絡で、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円に改ざんされていることを知った。しかし、当該期間における給与は約44万円であったため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されて

いたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）より後の同年11月10日付け及び同年12月26日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における申立人の元同僚は、同社は資金繰りの悪化により、厚生年金保険料を滞納していた旨回答している。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人はA社において役員であったことが確認できるものの、複数の元同僚は、申立人は社会保険に係る業務を担当しておらず、B業務を担当していた旨回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社における申立人に係る資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）より後の同年11月10日付けで、遡って同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる上、申立人と同様に6名の資格喪失日も遡って同年4月30日とされていることが確認できる。

さらに、上述のとおり、A社における申立人の元同僚は、同社は厚生年金保険料を滞納していたこと、及び申立人は同社において社会保険に係る業務を担当していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた平成7年11月10日とすることが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該喪失処理前の記録から、平成7年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年10月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成7年7月1日から同年9月1日までの期間について、申立人が所持する給与支払明細書及び申立人の元同僚から提

出されたA社に係る厚生年金保険料の未納分を示す計算書の写しにより、申立人は当該期間において、標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年5月6日にA社に入社して以来、55年1月31日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、同社本店から関連会社C社へ出向した際の47年8月31日から同年9月1日までの期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の事業主照会に対する回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に、同社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤っ

て記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年6月から同年9月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から13年1月1日まで
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険料の納付額の記録と、給与明細書に記載されている保険料控除額が相違している。保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年6月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年6月1日までの期間及び同年10月1日から13年1月1日までの期間については、オンライン記録による標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控

除額に見合う標準報酬月額より低額であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料の納付の義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 8311

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を102万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月28日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気づき平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職時賞与支給計算書から、申立人は、102万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8312

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気付き平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る月割賞与支給計算書から、申立人は、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を79万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月31日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気付き平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る月割賞与支給計算書から、申立人は、79万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を121万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気付き平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る月割賞与支給計算書から、申立人は、121万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気づき平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職時賞与支給計算書から、申立人は、79万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるが、平成19年7月に支給された賞与119万5,000円と申立期間の退職時賞与79万6,000円の合計は199万1,000円であり、同一月内の標準賞与額の上限150万円を超えることから、申立期間の標準賞与額は控除されていた厚生年金保険料に見合う79万6,000円のうち30万5,000円であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月31日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気づき平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職加算金支給計算書から、申立人は、34万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を92万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気付き平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職加算金支給計算書から、申立人は、92万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月29日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気付き平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職加算金支給計算書から、申立人は、35万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月31日

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が欠落している。事業主がこれに気づき平成24年9月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、申立期間の賞与の記録は年金額の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。事業主は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に支給された賞与に係る退職加算金支給計算書から、申立人は、46万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年7月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日から同年8月1日まで

平成18年5月19日から勤務していたA社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月1日となっているが、同年7月の厚生年金保険料が控除されている給料明細書を持っている。調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管しているタイムカードから判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の保管する給料一覧表及び申立人の所持する給料明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する給料一覧表及び申立人の所持する給料明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないと回答している上、事業主が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確

認および標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日が平成 18 年 8 月 1 日となっていることから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月25日は19万5,000円、17年7月25日は10万円、同年12月25日は29万3,000円、18年7月25日は20万円、同年12月25日は33万2,000円、19年7月25日は25万8,000円、同年12月25日は37万2,000円、20年7月25日は26万1,000円、同年12月25日は29万4,000円、21年7月25日は26万円、同年12月25日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日
⑧ 平成20年7月25日
⑨ 平成20年12月25日
⑩ 平成21年7月25日
⑪ 平成21年12月25日

A社から支払われた平成16年12月25日から21年12月25日までの

賞与について、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料を控除されているので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、申立期間①は20万円、申立期間②は10万円、申立期間③は30万円、申立期間④は21万円、申立期間⑤は34万4,000円、申立期間⑥は25万8,000円、申立期間⑦は37万2,000円、申立期間⑧は26万4,000円、申立期間⑨は36万円、申立期間⑩は27万円、申立期間⑪は36万4,000円とされているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は33万2,000円、申立期間⑧は26万1,000円、申立期間⑨は29万4,000円、申立期間⑩は26万円、申立期間⑪は36万円、また、当該賞与明細書において確認できる報酬月額から、申立期間⑥は25万8,000円、申立期間⑦は37万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月25日は17万6,000円、17年7月25日は9万円、同年12月25日は25万4,000円、18年7月25日は19万円、同年12月25日は29万3,000円、19年7月25日は23万円、同年12月25日は33万2,000円、20年7月25日は23万4,000円、同年12月25日は25万4,000円、21年7月25日は23万7,000円、同年12月25日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日
⑧ 平成20年7月25日
⑨ 平成20年12月25日
⑩ 平成21年7月25日
⑪ 平成21年12月25日

A社から支払われた平成16年12月25日から21年12月25日までの

賞与について、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料を控除されているので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、申立期間①は18万円、申立期間②は9万円、申立期間③は27万円、申立期間④は19万円、申立期間⑤は30万7,000円、申立期間⑥は23万円、申立期間⑦は33万2,000円、申立期間⑧は23万4,000円、申立期間⑨は31万6,000円、申立期間⑩は23万7,000円、申立期間⑪は32万1,000円とされているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は17万6,000円、申立期間②は9万円、申立期間③は25万4,000円、申立期間⑤は29万3,000円、申立期間⑨は25万4,000円、申立期間⑪は32万円、また、当該賞与明細書において確認できる報酬月額から、申立期間④は19万円、申立期間⑥は23万円、申立期間⑦は33万2,000円、申立期間⑧は23万4,000円、申立期間⑩は23万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月25日は8万円、同年12月25日は14万7,000円、21年7月25日は19万円、同年12月25日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月25日
③ 平成21年7月25日
④ 平成21年12月25日

A社から支払われた平成20年7月25日から21年12月25日までの賞与について、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料を控除されているので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、申立期間①は8万円、申立期間②は16万円、申立期間③は19万2,000円、申立期間④は16万円とされているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細書において確認できる報酬月額から、申立期間①は8万円、また、当該賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は19万円、申立期間④は16万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年12月までの期間及び平成14年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から47年12月まで
② 平成14年2月から同年9月まで

私は、昭和43年4月に、私、長兄及び次兄の3人で会社を起業したことを契機に、長兄が兄弟3人分の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間①の国民年金保険料については、私が結婚するまでは、長兄が、結婚後は妻が、それぞれ金融機関で納付してくれていた。

申立期間②の国民年金保険料については、妻が自宅に送付されてきた納付書により、複数の金融機関で毎月納付してくれていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長兄が昭和43年4月に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料について、申立人が結婚するまではその長兄が、結婚後はその妻が、金融機関で納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚前の期間の保険料を納付していたとするその長兄及び結婚後の保険料を納付していたとするその妻からは、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、同年同月の時点において、申立期間①の

うち、43年4月から47年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の主張どおり当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間②の国民年金保険料については、妻が自宅に送付されてきた納付書により、複数の金融機関で毎月納付してくれていたと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該期間の保険料を納付していたとするその妻からも、証言を得ることができないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である上、当該期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から55年3月まで

私は、昭和50年2月に勤務先を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、最初の2か月は、私が現金により市役所で納付し、昭和50年4月からは私の預金口座から口座振替により、54年からは夫の預金口座から夫婦二人分を納付していた。また、免除の申請をしたことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納又は申請免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間のうち、同年2月及び同年3月は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から国民年金の被保険者資格取得の時期を通じて同一市内に居住している申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は、昭和50年4月から口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、口座振替により保険料を納付することが可能となったのは、56年4月以降であることが当該市の広報紙で確認できることから、当該期間は口座振替により保険料を納付することができない期間であるため、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から11年1月まで

私は、平成3年11月頃、母親から国民年金の加入を勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行い、結婚して第3号被保険者資格を取得するまで、毎月、国民年金保険料を納付書により転居先の区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、結婚して第3号被保険者資格を取得するまで、毎月、国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、16年6月ないし同年9月頃に行った第3号被保険者の届出により、その時点で遡れる14年8月までの第3号被保険者資格を取得した後、17年4月に第3号被保険者の特例届出の手続を行ったことにより申立期間直後の11年2月から14年7月までの第3号被保険者資格を取得したことが確認でき、この手続が行われるまで、当該期間は保険料の未納期間であることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続については、私の母親が、区役所で行ってくれたのではないかと思うが、具体的なことは分からない。私は、現在年金手帳を1冊所持している。

私は、昭和53年9月から海外に留学していたため、申立期間の国民年金保険料は、私の母親が納付してくれていたと思う。母親は、既に亡くなっているため、具体的なことは全く分からない。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していること、及び申立人も記憶が明確でないことから、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたのではないかと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月15日に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、前述の加入手続の時点において、申立期間のほとんどの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人には、保険料を遡ってまとめて納付したという主張も無く、別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月15日から15年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年6月30日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月15日から15年6月1日まで
② 平成20年6月30日

私は、平成14年10月15日から22年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、20年6月30日に受け取った賞与についての記録が無いので、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する採用通知書及び給与明細書から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書からは、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

また、申立人の所持するA社が平成15年に発行したとする「健康保険・厚生年金保険加入のご依頼」には、申立人が同社における社会保険の加入対象者となる旨が記載されているところ、その中に必要書類の提出期限として5月30日という日付が確認できる。

申立期間②について、申立人の所持する賞与明細書からは、申立人の主張どおり、賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の賞与明細書からは、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①及び②について、事業主に照会したところ、当時の書類が残っていないため確認することができない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 23 日まで
平成 20 年頃に社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。私は脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係るA社での資格喪失日から1か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社において厚生年金保険被保険者となっている女性のうち、申立人が記憶している同僚及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年7月23日の前後2年以内に資格喪失した者16名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該支給決定の記録がある複数の者が、事業所がその請求手続をした旨を述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8326 (事案 2195 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 2 日から 41 年 6 月 1 日まで
前回、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は不要とのことであった。

今回新たに、私が申立期間に勤務していたのは、A社の本業であるB業ではなく、同社のC業であったことを思い出した。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社は申立期間に係る人事記録、賃金台帳等の関連資料は保管していない上、複数の同僚は申立人を記憶しておらず、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除が確認できないことなどから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 24 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人は、新たに、申立期間に従事していた業務は、A社のC業であったことを思い出したと述べているところ、複数の同僚の証言から、同業務に携わっていたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒にC業を行っていたとする申立人の親戚である同僚は既に亡くなっており、申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主の子は、当時の関連資料は保管していないので、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除は不明と回答している。

さらに、前記複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、勤務期間については記憶していないと述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の供述は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月頃から29年3月頃まで
私は、申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する現金仕訳日記帳及びA事業所の創立50周年記念誌の職員名簿から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の現金仕訳日記帳において申立期間に給与が支払われた職員が各月19名から28名確認できるにもかかわらず、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者数が、昭和28年4月から同年6月までは4名、同年7月から29年3月までは10名となっている。

また、申立人が記憶しているC職の2名の同僚は、前述の職員名簿にその名前が記載されているものの、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前の記載が無く、これらのことから、当時、同事業所では、全ての職員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人と同じC職の別の同僚は、「当時は、試用期間があり、一定期間後に厚生年金保険に加入させる取扱いだったらしい。」と述べている。

加えて、B事業所は、「現金仕訳日記帳以外に資料が保管されておらず、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である。」と回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の

氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。